○津山圏域資源循環施設組合手数料条例

平成２７年２月２０日
津山圏域資源循環施設組合条例第５号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料）

第２条　管理者は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

⑴　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３８条第１項（同法その他の法令において準用する場合を含む。）又は第８１条第３項において準用する同法第７８条第１項の規定による写し等の交付手数料　次に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　白黒で複写し、又は出力した写し等の交付　次に掲げる用紙の大きさの区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

（ア）　日本工業規格Ａ列４番からＡ列３番まで　１０円

（イ）　日本工業規格Ａ列２番からＡ列０番まで　Ａ列３番の大きさを１０円として換算して算出した額

イ　カラーで複写し、又は出力した写し等の交付　次に掲げる用紙の大きさの区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

（ア）　日本工業規格Ａ列４番からＡ列３番まで　６０円

（イ）　日本工業規格Ａ列２番からＡ列０番まで　Ａ列３番の大きさを６０円として換算して算出した額

ウ　その他の写しの交付　写しの作成に要する額として管理者が別に定める額

⑵　その他管理者において特定の者からの申請により証明書の発行が必要であると認める証明手数料　１件につき３００円

（手数料の徴収時期及び方法）

第３条　手数料は、申請の際又は当該申請に係る書類の交付の際に徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

２　手数料は、現金で納付しなければならない。

（還付）

第４条　既納の手数料は、還付しない。

（減免等）

第５条　管理者は、特に必要があると認めるときは、手数料（第２条第１項第１号の手数料を除く。）の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

２　審理員（行政不服審査法第１１条第２項の審理員をいう。）、審査庁（同法第９条第１項の審査庁をいう。）その他法令の規定に基づきその権限を有する機関（第４項において「管理者等」という。）は、同法第３８条第１項（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、第２条第１項第１号の手数料を減額し、又は免除することができる。

３　津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会条例（平成２８年津山圏域資源循環施設組合条例第３号）に基づく津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会（次項において「審査会」という。）は、行政不服審査法第８１条第３項において準用する同法第７８条第１項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、第２条第１項第１号の手数料を減額し、又は免除することができる。

４　前３項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記入した書面を管理者等又は審査会に提出しなければならない。ただし、管理者等又は審査会が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付　　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前までに申請がなされたものについては、この条例の規定は適用しない。

付　　則（平成２８年３月２３日条例第４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。